

攻めの農業実践緊急対策事業 実施要綱の制定について

〔 25生産第2968号
平成26年2月6日
農林水産事務次官依命通知 〕

この度、攻めの農業実践緊急対策事業実施要綱が別紙のとおり定められたので、御了知の上、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮願いたい。

以上、命により通知する。

攻めの農業実践緊急対策事業実施要綱

農林水産事務次官依命通知

制 定 平成26年2月6日付け25生産第2968号

第1 趣旨

攻めの農業を実践する取組を後押しし、農業者等の所得の向上を図るため、水田フル活用等に資する低コスト生産のための高効率機械の導入、効率的流通加工体制づくりのための施設合理化、高収益作物への転換等を総合的に支援する。

第2 事業内容

攻めの農業実践緊急対策事業（以下「本事業」という。）は、次に掲げる事業により構成されるものとする。

1 効率的機械利用体系構築事業

水田等の農地をフル活用し低コスト生産を実現するため、地域が行う次に掲げる取組を支援する事業とする。

- (1) 担い手への農地の集積・集約化等に必要な機械・機器のリース導入
- (2) 担い手への農地の集積・集約化等により作付体系の転換等を行う非担い手が所有する機械・機器の廃棄及び当該機械等を担い手が再利用するための補改修
- (3) (1)及び(2)を推進するための検討会の開催等

2 高収益品目等導入支援事業

中山間地域等の条件不利地域等において、施設園芸、薬用作物等の収益性の高い品目等を導入するために地域が行う次に掲げる取組を支援する事業とする。

- (1) 高収益品目等の生産体系の実現に必要な機械・機器のリース導入
- (2) 高収益品目等導入の際に必要な資材の購入、補助暗きよの整備等の簡易な栽培環境の整備
- (3) (1)及び(2)を推進するための検討会の開催、技術習得等

3 集出荷・加工処理体制合理化推進事業

地域の集出荷・加工処理施設を有効活用し集出荷・加工処理のコストを低減するために行う次に掲げる取組を支援する事業とする。

- (1) 機能集約を行う集出荷・加工処理施設の機能強化のために必要な機器・設備のリース導入
- (2) 集出荷・加工処理施設の機能集約に伴う既存施設の用途変更に必要な機器・設備のリース導入、既存機器・設備の廃棄
- (3) (1)及び(2)を推進するための検討会の開催等

第3 事業実施期間

第2の事業の事業実施期間は、平成27年3月31日までとする。

第4 事業実施主体

- 1 第2の1の効率的機械利用体系構築事業及び第2の2の高収益品目等導入支援事業にあっては、次に掲げる者。

- (1) 都道府県協議会(直接支払推進事業実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7135号農林水産事務次官依命通知。以下「直接支払推進要綱」という。)第2の1の(2)に定める都道府県農業再生協議会をいう。以下同じ。)
- (2) 地域協議会(直接支払推進要綱第2の2の(2)に定める地域農業再生協議会をいい、地域農業再生協議会が設置されていない地域については、地域担い手育成総合支援協議会設置要領(平成17年4月1日付け16経営第8837号農林水産省経営局長通知)第1の3に定める地域担い手育成総合支援協議会をいう。以下同じ。)
- 2 第2の3の集出荷・加工処理体制合理化推進事業にあつては、生産局長が別に定める再編事業者。

第5 基金の造成等

- 1 国は、予算の範囲内において、都道府県協議会に対し、第2の事業に必要な経費について、生産局長が別に定めるところにより補助するものとし、都道府県協議会は、これを受け、攻めの農業実践緊急対策基金(以下「基金」という。)を造成するものとする。
- 2 基金の管理等
 - (1) 都道府県協議会は、国から交付される補助金の全額を基金として積み立てるものとする。
 - (2) 都道府県協議会は、基金を適正に管理するため、他の事業に係る資金と区分して経理するものとする。
 - (3) 都道府県協議会は、金融機関への預金又は貯金により基金を管理するものとする。
 - (4) 基金の管理及び第2の事業の実施に当たり発生する事務費については、生産局長が別に定める範囲において、当該基金の中から支弁することができるものとする。
 - (5) 基金の管理から生じた果実は、基金に繰り入れるものとする。
 - (6) 都道府県協議会は、第2の事業に係る助成金の返納があつた場合は、基金に繰り入れるものとする。
 - (7) 都道府県協議会は、生産局長が定める助成対象以外の経費に基金を使用してはならない。
- 3 都道府県協議会は基金について、第2の事業が終了し、なお残余があるときは、国に返還するものとする。

また、地方農政局長等(北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては地方農政局長をいう。以下同じ。)は、第2の事業が終了する前であっても、当該事業に補助金等の交付により造成した基金等に関する基準(平成18年8月15日閣議決定。以下「基金等に関する基準」という。)3の(4)アを準用し、使用見込みの低い基金保有額があるときは、これを返納させることができるものとする。

第6 業務方法書

都道府県協議会は、基金から第2の事業に係る助成金の交付を行おうとするときは、生産局長が別に定めるところにより業務方法書を作成し、地方農政局長等の承

認を受けなければならない。また、これを変更しようとするときも同様とする。

第7 事業実施状況の報告

都道府県協議会は、生産局長が別に定めるところにより、本事業の実施状況を取りまとめ、地方農政局長等に報告するものとする。

第8 指導監督

- 1 地方農政局長等は、本事業の実施に関して、事業実施主体に対し、指導及び監督を行うものとする。
- 2 地方農政局長等は、基金等に関する基準の3及び4に基づき各基準に適合するよう指導及び監督を行うとともに、当該基準に従い必要な措置を講ずるものとする。

第9 推進体制等

地方公共団体及び農業者団体は、都道府県協議会又は地域協議会の会員として一定の役割を担い、事業計画の作成並びに計画の実施状況の点検及び見直しへ積極的に参画するとともに、本事業が、本要綱の趣旨に沿って実施されるよう努めるものとする。

第10 他の施策との関連

本事業を実施するに当たり、事業実施主体は生産局長が別に定める関連する施策との連携が図られるよう努めるものとする。

第11 その他

本事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、生産局長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年2月6日から施行する。